

重要事項説明書

特別養護老人ホームこじか荘

当事業所「特別養護老人ホームこじか荘」は介護保険の施設として指定を受けています。

広島県指定 第3474800343号（平成12年4月1日）

当施設「特別養護老人ホームこじか荘」のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3、4、5」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ともえ会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県三次市栗屋町11664番地 |
| (3) 電話番号 | 0824-62-1210 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 添田 龍彦 |
| (5) 設立年月日 | 昭和48年11月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 特別養護老人ホーム |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に介護老人福祉施設サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホームこじか荘 |
| (4) 事業所の所在地 | 広島県三次市吉舎町敷地 10068 番地 5 |
| (5) 電話番号 | 0824-43-3117 |
| (6) 事業所管理者 | 施設長 糸原 征司 |
| (7) 運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・適切な技術と優しさをもって介護サービスを提供します。・ご利用者の個々の希望を最大限にお受けします。・地域や利用者の福祉ニーズに最大限お応えします。 |
| (8) 開設年月日 | 昭和60年4月1日 |
| (9) 営業日及び時間 | 年中無休、24時間 |
| (10) 利用定員 | 50人（併設短期入所生活介護事業所の4人を除く）
（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護空床型利用を含む） |

(11) 施設の設備

居室 2人部屋	3室	平均18、80㎡
4人部屋	12室	33.5㎡ (内短期 1室:33.55㎡)
機能訓練室	1室	45㎡
食堂	1室	206.06㎡
医務室	1室	12.5㎡
一般浴室	1室	17.5㎡
機械浴室	1室	27.5㎡
静養室	2室	33.42㎡ (ベッド4台配置) 17.5㎡ (ベッド2台配置)
面接室	1室	17.5㎡
トイレ	4ヶ所	
事務室		32㎡
その他	職員室、洗濯室、倉庫、リネン室等	
※居室の基準の広さは収納設備を含め1人当たり 10.65㎡		
※建築延べ床面積 2003.7㎡		

(12) 施設基準 介護老人福祉施設(I) [介護及び看護職員の配置数 3:1]

(13) 職員配置の状況

職 種	配置基準	配置人数	勤 務 形 態	勤 務 時 間
施設長 (管理者)	1人	1人	常勤・同一敷地内の 他の事業所と兼務	8:15~17:15
次長	必要数	1人		
事務員		1人		
生活相談員	1人	1人	常勤・短期入所と兼務	8:15~17:15
管理栄養士	1人	1人	常勤・短期入所及び通所 介護と兼務	8:15~17:15
調理員	必要数	5人	常勤・短期入所及び 通所介護と兼務	早出 6:00~15:00 日勤 8:15~17:15 遅出 10:30~19:30
介護士 (介護職員)	18人	25人 (23.9人)	常勤 20人 非常勤 2人	早出・宿明け・日B 7:00~16:00 日勤介護士・宿・日 A 8:00~17:00 日勤看護師・介護士 8:15~17:15 遅 10:00~19:00 オAB 10:30~19:30 夜勤 16:15~ 9:45
	16人	22人 (20.9人)	短期入所と兼務	
看護師・准看護師 (看護職員)	2人	3人 (3.0人)	常勤 3人 短期入所及び通所介護と 兼務	
機能訓練指導員	1人	1人	常勤・短期入所と兼務	8:00~17:00
医師	1人	1人	非常勤	13:00~16:00 1週3日、随時
介護支援専門員	1人	介護職員の内の有資格者2人が兼務		

※配置人数の下段又は後ろの()内は、1カ月当たりの常勤換算方法による人数。

3. 提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

①介護

- ・適切な技術と優しさをもって必要な介護サービスを提供します。
- ・ご利用者の心身の状況にあわせ自立支援を踏まえた支援を行います。
- ・褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行います。（褥瘡マネジメント加算）

②食事

- ・常勤の管理栄養士を配置し、多職種協働により利用者毎に栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価等を行います。
(栄養マネジメント強化加算・低栄養リスク改善加算・再入所時栄養連携加算)
- ・療養食も提供します。但し、医師の指示が必要です。(療養食加算あり)
- ・ご希望により外食も準備できます。但し、別途ご負担をいただきます。
- ・ご利用者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望の場所でとっていただくこともできます。
- ・食事開始時間は朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食18：00～となっておりますが、一斉開始ではありませんので、ご自由にしてください。
また、個別の事情により、食事開始時間の変動がある場合もあります。
- ・ご希望により夕食時のみお酒等のアルコール類の提供も可能ですが、医師の許可及び実費負担となります。施設で保管管理いたします。

③おやつ

- ・食事とは別に午前・午後それぞれ飲み物等のおやつを提供します。
- ・希望、必要に応じてお茶などの水分を提供します。(定時補給は10:30～・19時～)
- ・面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。食中毒のまん延にご協力下さい。また、面会中の飲食はお控えください。
お菓子など持参された場合は、お知らせ下さい。一旦施設で預からせていただき、ご希望時やおやつの時間等にお配りします。

④入浴

- ・入浴を週2回行いご利用者の清潔保持に努めます。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴できます。

⑤排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ・紙おむつ類のご利用は無料です。
- ・ポータブルトイレの使用等自立に向けた支援に努めます。（排泄支援加算）

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の意志の基に身体状況等に応じて、日常生活に必

要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。（個別機能訓練加算）

- ・歯科医によるリハビリを受けられます。
- ・経口で食事が出来るものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行います。（経口維持加算）
- ・経管により食事を摂取しているご利用者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行います。（経口移行加算）
- ・口腔のケアマネジメントに係る計画を作成して口腔機能の維持に努めます。また、口腔衛生として口腔内を清潔に保ちます。義歯を装着されている方は、食後、義歯の洗浄・消毒を行います。（口腔衛生管理加算）

⑦健康管理、薬剤管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・看護職員が脈拍、血圧、体温を測定して健康状態を調べます。
- ・歯科医の定期往診があり診察や治療も受けることができます。
- ・内服薬等の薬剤については、看護課長の責任の下、看護職員が管理します。

⑧趣味的活動等

- ・ご利用者の心身、健康の状態や趣向に応じ又ご希望により、書道、華道などに参加して楽しんでいただけます。
- ・四季や時節に応じた行事を取り入れる等、暮らしに変化や潤いを提供します。

⑨認知症介護アドバイザーを中心に、認知症ケアにおける、情報の伝達、会議や研修に務めます。（認知症専門ケア加算Ⅰ）

⑩他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・一日の生活の流れに離床、整容等の援助を行い生活にメリハリをつけます。
尚、起床時及び就寝時に着替える支援は行っていませんが、汚れたらその都度着替えの支援を行います。

（2）その他のサービス

①誕生会の開催

- ・ご利用者のお誕生日にお誕生日会を行い、食事にご希望のメニューを提供し、誕生日カードをお贈りします。

②複写物、証明書の発行

- ・ご利用者のみなさまはサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。
又コピー等の複写物をご希望の場合は発行します。

(但し、1枚につき10円のご負担をいただきます。)

- ・施設及び事業所の証明書をご希望の場合には発行します。

(但し、1通につき実費相当額のご負担をいただきます。また、郵送をご希望された場合も実費をいただきます。)

③ 荘外の病院、医院への受診

- ・必要に応じて、車輛による送迎を行います。
- ・受診、入院については医療保険対応となります。

④ 衣類の洗濯

- ・ご着用の衣類の洗濯、乾燥を行います。(毛織物・厚手の物・特殊な物は除く)

⑤ 寝具の提供

- ・寝具は業者と契約リースをしておりますので、無料でご利用いただけます。但し、毛布・タオルケットなどはご持参ください。
- ・定時のリネン交換をし、必要に応じて随時交換を行います。
- ・ご希望によりご利用者の私物も利用できます。この場合の寝具の交換や洗濯(クリーニング利用等)は実費をご負担いただくこともあります。

⑥ 散髪

- ・ご希望や必要に応じ散髪を行います。

⑦ 施設利用中の医療の提供

- ・星田医院の医師の診察を受けることができます。
- ・その他に近郊の医療機関、専門科を受診することもできます。
- ・医療機関と24時間連絡体制を確保し、医療ニーズに対応します。(看護体制加算)
- ・医師が終末期であると判断した方に、医師、看護師、介護職員が協働して看取り介護を行います。(看取り介護加算)
- ・子鹿医療療育センターの歯科医師の診察、治療をこじか荘において受けることができます。

(医療費のご負担をいただきます。)

⑧ 保険証や預金通帳、年金証書、印鑑のお預かりをいたします。

- ・広島銀行吉舎支店預金通帳に限り、預金の入金、払出の業務を行います。

※入所の際に広島銀行吉舎支店にご利用者名義の口座を開設してください。

(ご利用料金等のお支払いに必要です。広島銀行吉舎支店の口座を既にお持ちの場合は、その預金通帳を使用できます。)

- ・但し、広島銀行により、ご本人からの口座開設の意思確認ができた場合に限り、広島銀行吉舎支店へ、ご本人と同行していただくか、ご本人が銀行へ出向くことが難しい場合は、広島銀行の行員の方にこじか荘で来ていただき、意思確認されます。
- ・ご本人からの口座開設の意思確認ができない場合、通帳は作れません。その場合

の対応についてはご相談させていただきます。

- ・居室棟、ベッドにて自己での金銭管理は禁止しています。おこづかいを持つことを希望される場合は、こじか荘事務所で預からせていただきます。

⑨施設内の購買

- ・毎週定期に来荘する業者販売でお菓子や雑貨の購買をご利用できます。

⑩電話のご利用

- ・利用者へのお電話を取り次ぎます。
- ・施設内の公衆電話もご利用いただけます。その場合、テレホンカードが必要です。

⑪危険物等の持ち込み

- ・危険物（ハサミ、ナイフ、マッチ、ライター等）及び電気器具（電気ポット、電気毛布、電気こたつ等）などの持ち込みは、防災上できないことになっています。

⑫勿論宗教の信仰はご自由ですし、信仰に関するものの持ち込みも制限はありません。

⑬喫煙・飲酒について

- ・敷地内での喫煙はできません。
- ・飲酒については、施設で管理させていただき、夕食に付けさせていただきます。また、その都度、状態に合わせてご相談させていただきます。

⑭マスクについて

- ・感染症予防の目的や咳・くしゃみ等の症状がある方は、マスクを持参ください。
- ・マスクがご入用の場合は、申し出ください。
(マスク1枚につき10円のご負担をいただきます。)

⑮テレビ設置利用料について

- ・居室にてテレビを設置し視聴される場合は、視聴時間に関わらず1日当たり50円をご負担いただきます。支払いは、月まとめて施設サービス利用料と一緒に徴収させていただきます。

入所時テレビ設置の希望の意向確認

- 希望します。
- 希望しません。

4. サービスのご利用料金（1日あたり）介護保険負担割合証による負担が1割の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	573円	641円	712円	780円	847円
共通加算	夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ		28円		
	看護体制加算		19円	看護体制加算（Ⅰ）イ 6円 看護体制加算（Ⅱ）イ 13円	
	日常生活継続支援加算		36円		
	栄養マネジメント強化加算		11円		
	個別機能訓練加算（Ⅰ）		12円		
	個別機能訓練加算（Ⅱ）		20円（一ヶ月）		
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3円（一ヶ月）		
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13円（一ヶ月）		
	ADL維持等加算（Ⅰ）		30円（一ヶ月）		
	自立支援促進加算		300円（一ヶ月）		
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50円（一ヶ月）		
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		加算率3.3%		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		加算率2.7%		
該当者加算等	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3円		
	初期期加算		30円（入所後30日間）		
	療養食加算		6円（1食あたり）		
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90円（一ヶ月）		
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110円（一ヶ月）		
	経口維持加算（Ⅰ）		400円（一ヶ月）		
	経口維持加算（Ⅱ）		100円（一ヶ月）		
	経口移行加算		28円		
	看取り介護加算Ⅰ		72円（死亡日前31-45日以下）		
			144円（死亡日前4-30日以下）		
			680円（死亡日前日及び前々日）		
			1280円（死亡日）		
	再入所時栄養連携加算		再入所1回限り 200円		
	安全対策体制加算		20円（入所時のみ）		
外泊（入院）時費		246円（6日間以内まで） ※上の基本料金に代えて算定します。			
在宅サービスを利用した時の費用		1日560円（1ヶ月6日まで） ※外泊時費は算定しません。			

共通加算

加算名	加算内容
日常生活継続支援加算	要介護度の高い方や認知症高齢者、痰の吸引等が必要な方が一定割合以上入所しており且つ介護福祉士が入所者に対して6：1以上配置している施設の加算
看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護師を1名以上配置している施設の加算
看護体制加算（Ⅱ）イ	看護職員を基準以上に配置しており協力病院との24時間連携体制を確保している施設の加算
夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	夜勤帯に介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算。夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることを評価。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の技術的助言と指導を年2回以上実施する。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
栄養マネジメント強化加算	栄養士または管理栄養士を1以上配置。 低栄養状態の入所者に対し、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの食事の調整等を実施する。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	常勤専従の機能訓練指導員を配置した施設の加算 多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行う。開始時及び3月に1回以上、個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所時及び入所後少なくとも三月に一回評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 評価の結果、褥瘡リスクがある入所者に、多職種共同で褥瘡ケア計画を作成。管理の内容や状態を定期的に記録していること。少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たした上で、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
ADL維持等加算（Ⅰ）	利用者の自立支援・重度化防止に繋がるサービスを目的に、利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目にADL値を測定し、厚生労働省に提出し、身体機能が改善している場合。

自立支援促進加算	医師が自立支援のために入所時に評価を行い、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行う。医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直す。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、必要な情報を活用していること。
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 総単位数×3.3%	要件に適合した施設の加算（介護職員の職責や職務内容を定め介護職員への周知、介護職員の資質向上計画、研修の実施、賃金改善等）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 加算率2.7%	介護福祉士の配置要件、職場環境改善や資質の向上等々の取り組みをした上で、介護職員の安定的な賃金改善を目的とする加算

該当者加算

加算項目と料金	加算内容
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症高齢者が一定以上入所しており、認知症介護リーダー研修修了者を一定以上配置した場合の加算
経口維持加算（Ⅰ） ※月単位	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種共同で食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合の加算
経口維持加算（Ⅱ） ※月単位	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1月につき算定
経口移行加算 ※日単位	経管により食事を摂取しているご利用者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合の加算
療養食加算	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行われた方に加算
看取り介護加算（Ⅰ） ※日単位	こじか荘は「看取り介護」が出来る施設です。利用者またはご家族と協議し合意して施設内で看取り介護を行った場合、お亡くなりになられるまでの日数に応じた加算を算定。
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価。
初期加算 ※日単位	新規入所と1ヶ月以上の入院後の再入所に30日間の加算
外泊（入院）時費 ※日単位	入院及び外泊の場合に6日を限度として、基本料金に代えて算定します。加算は含まれません。

在宅サービスを利用した時の費用	外泊中、特養により提供される在宅サービスを利用した場合は1ヶ月に6日を限度として算定。
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。新規入所時のみ算定。

◇原爆手帳を持っておられる方は、1割または2割・3割の自己負担部分が原爆の公費より補助されます。

◇介護保険負担割合証による負担が3割の方は別にご説明します。

◇食費・居住費の負担額（1～3段階は補足給付の申請をされて認定された方）

負担段階	判定基準		負担額（日額）	
	対象者	預貯金額	滞在費	食費
第1段階	老齢福祉年金の受給者 生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	300円
第2段階	本人年金収入等が 80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	370円	390円
第3段階	① 本人年金収入等が 80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	370円	650円
	② 本人年金収入等が 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	370円	1,360円
第4段階	上記以外の方		855円	1,445円

*所得要件と資産要件に応じて、いずれかの負担となります。

*負担段階とは、「特定入所者介護（支援）サービス費」の申請をして決定されます。

*介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については料金表と異なる事があります。

*被爆者手帳をお持ちの方は、介護保険給付は原爆公費によりますが、食費、居住費、その他の費用についてご負担いただくことになります。

*介護保険対象外（全額自己負担）サービスのご利用料金は、別表Iのとおりです。

5. 利用料金のお支払い方法

◇1ヶ月分のサービスご利用明細書と請求書をお届けいたします。

◇サービスご利用月の翌月の末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

(1) ゆうちょ銀行の口座から口座振替（手数料10円はご負担いただきます）

口座振替日（引き落とし日）について

毎月25日に、前の月の料金を引き落しいたします。引き落とし日が土日祝日等の場合は、翌営業日になります。残高不足等で引き落とし不履行となった場合は、翌月5日に再度引き落しいたします。

(2) 広島銀行の口座から口座振替（手数料55円はご負担いただきます）

毎月25日に、前の月の料金を引き落としします。残高不足等で引き落とし不履行となった場合は、支払い可能残高を確認後、個別に払い出しいたします。

(3) 窓口にて現金でお支払い

(4) 銀行口座へ振り込み

①ゆうちょ銀行

記号 15100

番号 61063701

名義 社会福祉法人ともえ会

②広島銀行 十日市支店

口座名義 社会福祉法人ともえ会

特別養護老人ホームこじか荘 施設長 いはらせいじ 糸原征司

口座番号 普通 3208628

6. 面会について

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症の流行によって、「窓越し面会」とさせていただきます場合があります。
- ・ 面会可能な曜日：月曜日～金曜日
- ・ 時間：15：00～17：00、1家族10分程度
- ・ 一日2家族まで（要予約）。事前に電話にて面会日時の予約をお願いします。

《感染症対策予防対策が解除された場合》

- ・ いつでもご自由にできます。但し、18:00には表玄関を施錠しますので、それまでに面会が終了されますようにお越し下さい。朝は、8：30以降にお越し下さい。
- ・ 面会前に、事務所受付前の面会簿に必ずご記入ください。

7. 外出又は外泊への支援について

- ・ 外出、外泊等はいつでもご自由にできます。またご利用者の都合により、ご利用を中止したり、変更したりすることもできます。但し、健康状態の確認等、医師の許可が必要ですので、お早めにお申し出ください。
- ・ 外泊時には、こじか荘からの在宅サービスが1ヶ月に6日間まで利用できます。（在宅サービスを利用した時の費用）
- ・ 警報、特別警報発令時の外出等については原則中止とさせていただきます。

8. 施設を退所していただく場合

- (1) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・2と判定された場合。尚、要介護1・2に変更になった入所者について特例入所の対象となった場合は適用されません。
- (2) ご利用者が病院等に入院された場合
 - ①要介護1又は2の契約者が入院された場合。但し、入院が比較的短期間で施設への再入所を前提とした場合はこの限りではありません。
 - ②要介護3～5の契約者が連続して、3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合。もしくは入院した場合。

9. 秘密保持

- (1) 業務上知り得たご利用者、または、その家族の秘密を厳守します。
- (2) 業務上知り得たご利用者、または、その家族の秘密が漏れることがないように、管理を徹底いたします。
- (3) ご利用者、または、その家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者、または、その家族からの同意をいただき配布します。

10. 苦情処理

提供したサービスに係る苦情について、迅速かつ適切な対応に努めます。苦情処理の具体的手順については、別紙Ⅱのとおりです。

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を補償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- (3) 面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。お菓子など持参された場合も、お知らせ下さい。職員の方で預からせていただき、ご希望時や毎朝、10:30頃からお配りします。
特に、誤嚥・窒息の危険のある食べ物《硬いお菓子・水分のない食品（例えば、パンやカステラ等）・大きな飴・硬いゼリー類（こんにゃくゼリー等）》などは危険ですので、職員で預からせていただきます。但し、ご本人・ご家族の希望で自己管理されている場合は、(2)についてはこの限りではありません。
- (4) 事故が発生した場合には、その原因の解明に努め、再発防止のための対策を講じます。

12. 見守りカメラの設置について

新規利用で状態把握をする必要が高いご利用者、転倒リスクが高いご利用者、今までと様子が変わってきて、細心の注意が必要なご利用者の方には、事故防止や状態把握を目的として見守りカメラを設置します。

尚、該当される場合は、事前にご説明を行い、同意をいただきます。

13. 損害賠償

サービスの提供に当たってご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を補償します。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

14. 感染症対策

(1)施設において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

面会時には、食べ物の持ち込みは控えてください。特に、生ものの持込は禁止しています。食中毒のまん延にご協力下さい。また、面会中に飲食された場合は、お近くの職員へお知らせ下さい。お菓子など持参された場合も、お知らせ下さい。職員の方で預からせていただき、ご希望時や毎朝、10:30 頃からお配りします。

15. 非常災害対策

(1)施設は消防計画等の災害計画に基づき、避難・救出訓練を行います。

(2)消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備え、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に通知します。

(3)警報、特別警報発令時の外出等については原則中止とさせていただきます。

16. サービス提供記録の開示について

介護及び看護の記録などサービス提供記録については報告させていただきます。

①年に4回、介護及び看護の状況を文章（一筆箋）にて報告します。

②また、ご希望に応じてサービス提供記録について開示いたします。その際には「情報提供申出書」に記入して提出していただきます。

17. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇協力医療機関

●名称 三次地区医療センター

●所在地 三次市十日市東3丁目16-1

●名称 子鹿医療療育センター 歯科外来

●所在地 三次市栗屋町11664番地

別表 I

介護保険対象外サービス（自己負担）の利用料金

サービス内容	単位	単価	摘要
複写物	1枚	10円	複写物を発行した場合
郵送料	1通	実費相当額	郵送を希望された場合の郵送料
インフルエンザワクチン接種料	1回	実費相当額	予防接種にかかる費用のうち市負担分を除いた費用をご負担いただきます。
マスク	1枚	10円	
テレビ設置利用料	1日	50円	
その他		実費相当額	各種証明書、写真や福祉用品、生活用品等をご希望の場合等 入所時、義歯のネーム入れ (上下で1,000円・片方は500円)

別紙Ⅱ

苦情解決について

社会福祉法第82条の規定により、特別養護老人ホームこじか荘及びこじか荘短期入所生活介護事業所が提供する福祉サービスに対する苦情に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めています。

なお、苦情解決の方法は、4のとおりです。

1 苦情解決責任者

事業所	氏名	職名
特別養護老人ホームこじか荘	糸原 征司 TEL 0824-43-3117	施設長

2 苦情受付担当者 (TEL 0824-43-3117)

事業所	氏名	職名
特別養護老人ホームこじか荘	稲田 かおり	次長
	岸本 裕子	介護部長

3 第三者委員

氏名	電話番号
山崎 訓子	(0824)43-3654
近藤 幸恵	(0824)63-7812

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県運営適正化委員会等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、別紙「苦情処理機関一覧表」に掲げる機関に申し立てることができます。

苦 情 処 理 機 関 一 覧 表

(機 関 名)	広島県社会福祉協議会（運営適正化委員会）
(住 所)	広島市南区比治山本町12-2
(電 話 番 号)	(082) 254-3419
(ファックス)	(082) 259-6161
(機 関 名)	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
(住 所)	広島市中区東白島町19番49号「国保会館」
(電 話 番 号)	(082) 554-0783
(ファックス)	(082) 511-9126
(機 関 名)	三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係
(住 所)	三次市十日市中二丁目8番1号
(電 話 番 号)	(0824) 62-6387
(ファックス)	(0824) 62-6285
(機 関 名)	各市町村（保険者）
※連絡先等については、事業所の苦情受付担当者へお気軽にお尋ねください。	

特別養護老人ホームこじか荘のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームこじか荘

説明者 氏名

印

私は本書面に基づいてこじか荘の職員から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホームこじか荘のサービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者住所

氏 名

印

(代人)ご家族住所

氏 名

印